

# みどり通信

第176号 2010. 5. 8

## CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 一倉 定 経営心得	P8
● 税務	P3	● FX 2 活用事例	P9
● 損害保険	P5	● これからの研修	P10
● 生命保険	P6	● あとがき	P10
● 社会保険	P7	● 営業カレンダー	P11



5/6 田上町でとれました

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。



# “ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。

次の内容は、5月7日のホームページ掲載のものからです。

## 『ガネーシャの課題…』

ガネーシャの課題をご存知ですか。

そうです、ガネーシャとは2007年刊行の「夢をかなえるゾウ（飛鳥新社）」に出てくるゾウの姿をした神様！？です。

200万部近くも売れたベストセラー本（あわせて、データハウス刊の「夢を叶えるゾウの秘密」もおすすめ）で、2008年10月には小栗旬主演でテレビドラマ化。小栗旬が主演を務め高視聴率だったためご覧になった方も多いのでは。あるきっかけで、今頃になってこのベストセラー本を購入したので改めて紹介させていただきます。

このガネーシャの出す課題をこなしていけば、確実に成功すること。その課題は、全部で29。経済の先行き不安等、日本の将来がなかなか見えない現在ではありますが、この課題を実践すると日本が元気になること間違いなし。

- |                              |                       |
|------------------------------|-----------------------|
| 課題1. 靴をみがく(自分の商売を、きちんと手入れする) | イチロー                  |
| 課題2. コンビニでお釣りを募金する           | ジョン・ロックフェラー           |
| 課題3. 食事は腹八分目におさえる            | 釈迦                    |
| 課題4. 人の欲しがっているものを先取りする       | ヘンリー・フォード             |
| 課題5. 会った人を笑わせる               | ハーブ・ケレハー(サウスウエスト航空会長) |
| 課題6. トイレを掃除する                | 松下幸之助、鍵山秀三郎           |
| 課題7. まっすぐ帰宅する                | スティーヴン・キング            |

課題8. その日頑張れた自分をホメる	手塚治虫
課題9. 一日何かをやめてみる	カーネル・サンダース
課題10. 決めたことを続けるための環境を作る	エイブラハム・リンカーン
課題11. 毎朝、全身鏡を見て身なりを整える	ココ・シャネル
課題12. 自分が一番得意なことを人に聞く	マイケル・ジョーダン、ドラッカー
課題13. 自分の苦手なことを人に聞く	リチャード・ブランソン
課題14. 夢を楽しく想像する	ノエル・ゴダン(著名人へのパイ投げで知られる)
課題15. 運が良いと口に出して言う	松下幸之助、トーマス・エジソン
課題16. ただでもらう	ウィリアム・シェイクスピア
課題17. 明日の準備をする	ランス・アームストロング
課題18. 身近にいる一番大切な人を喜ばせる	ゴイズエタ(コカ・コーラCEO)
課題19. 誰か一人のいいところを見つけホメる	アンドリュー・カーネギー
課題20. 人の長所を盗む	モーツァルト、サム・ウォルトン
課題21. 求人情報誌を見る	チャールズ・ロバート・ダーウィン
課題22. お参りに行く	タイガー・ウッズ
課題23. 人気店に入り、人気の理由を観察する	セント・ジョルジ(科学者)
課題24. プレゼントをして驚かせる	イワン・ツルゲーネフ
課題25. やらずに後悔していることを今日から始める	
課題26. サービスとして夢を語る	キング・ジュニア
課題27. 人の成功をサポートする	ライト兄弟
課題28. 応募する	エステル・ゴランタン
課題29. 毎日、感謝する	

既にだれもが実践していることも多く見受けられる内容です。ぜひ、まだ実践していないものを今日から実践してみたいかでしょうか。

さっそく明後日9日は、課題6の実践を行います(上林小で燕三条掃除に学ぶ会に参加)。

そうそう、「夢をかなえるゾウ 2010年 カレンダー」「夢をかなえるゾウDS」もみつけましたよ!

## 税 務

# 大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る 所得税の取扱いについて

お知らせが遅くなりましたが、昨年 12 月 17 日に国税庁より表題の内容についての明示がなされました。建築業を営んでおられる場合は、今一度課税関係等の取扱いをご確認下さい。

なお、ここでいう「大工、左官、とび職等」とは、日本標準職業分類（総務省）の「大工」「左官」「とび職」「石工」「板金作業」「屋根ふき作業」「塗装作業」「植木職、造園師」「畳職」に分類する者その他これらに類する者をいいます。

内容としては、仕事を請ける大工、左官、とび職等の方が個人の場合（法人の場合は該当しません。）に、仕事を依頼する工務店等との関わり方によって、

### ① 工務店等が外注費として経理処理

→ 大工等、個人の方は「事業所得」

### ② 工務店等が賃金給与等として経理処理

→ 受け取る個人の方は「給与所得」

というように、支払側、受取側ともに、所得区分や経理処理等についてそれぞれ取扱いが異なってくるためです。

①の場合であれば、支払をする工務店側では、支払う「外注費」が消費税の計算における課税仕入れ（控除対象仕入税額）となり、仕入税額控除の対象となります。また、受け取る側は「事業所得の収入金額」として、所得税や消費税の確定申告が必要となります。

これに対し、②の場合は労働の対価としての「給与」ですので、支払をする工務店側では消費税の仕入税額控除の対象とはなりませんし、この支払に対する「源泉徴収」が必要となります。

以下は国税庁HPからの一部抜粋です。（詳細は割愛させていただきます。）

### ◇契約によって判定できる場合◇

- ・ 請負契約又はこれに準ずる契約に基づく業務の遂行ないし役務の提供  
・・・事業所得に該当
- ・ 雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく役務の提供  
・・・給与所得に該当

### ◇契約によって判定できない場合◇

次の事項を総合勘案して判定します。

- ① 他人が代替して業務を遂行すること又は役務を提供することが認められるかどうか

- ② 報酬の支払者から作業時間を指定される、報酬が時間を単位として計算されるなど時間的な拘束（業務の性質上当然に存在する拘束を除く）を受けるかどうか
- ③ 作業の具体的な内容や方法について報酬の支払者から指揮監督（業務の性質上当然に存在する指揮監督を除く）を受けるかどうか
- ④ まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失するなどした場合において、自らの権利として既に遂行した業務又は提供した役務に係る報酬の支払いを請求できるかどうか
- ⑤ 材料又は用具等（くぎ材等の軽微な材料や電動の手持ち工具程度の用具等を除く。以下同じ。）を報酬の支払者から供与されているかどうか

「事業所得」と判定されるケースとしては、以下のようになります。

・ **他人の代替が許容されること**

例えば、急病等により作業に従事できない場合には、本人が他の作業員を手配し、作業に従事しなかった日数に係る本件報酬も本人に支払われる場合（作業に従事した者に対する報酬は、本人が支払う。）

・ **時間的な拘束や指揮監督を受けないこと**

例えば、

作業の進行状況に応じて、その日の作業時間を自らが決定できる

作業時間が決められていても、予定されている作業が終わった場合には、早く帰宅した場合でも所定の報酬の支払いを受けることができる

作業の方法等の指示は、指示書等の交付による通常注文者が行う程度のものであったり、他職種との行程の調整や事故の発生防止のためになされているものである場合

・ **引渡未了物件が不可抗力のために滅失した場合等に、既に遂行した業務又は提供した役務にかかる報酬について請求することができないこと**

例えば、完成品が、引渡し前に台風により損壊した場合には、提供した役務に対する報酬の支払いを請求できない場合

・ **役務の提供に係る材料又は用具等を報酬の支払者から供与されていないこと**

例えば、報酬の支払者が所有する用具を使用せず、本人が所有する据置式の用具を建設作業等に使用している場合

以上のように、所得区分がどちらに該当するかの判断は、実態がどうなのか？によります。個々の事実関係に応じて所得区分を判定する必要がありますし、また、それぞれの判定により、消費税申告や源泉徴収事務手続などにも関連してきます。詳細につきましては遠慮無く各担当スタッフまでお声掛け下さい。

<西丸 保幸>

# 傷害保険

企業経営には、リスクがつきものです。そのリスクをカバーするために保険は必要不可欠なものとなっています。今回は「傷害保険」についてご紹介させていただきます。

## 傷害保険とは

傷害保険は国内・国外を問わず被保険者が**急激・偶然・外来の事故**で（一般的にケガといえます。）その身体に被った傷害に対して支払われる保険です。

**急激**・・・突発的で、原因から結果までの経過が直接的で時間的間隔がないこと

**偶然**・・・予知できない出来事であること

**外来**・・・原因自体が身体の外からの作用であること

※身体傷害にはケガのほか、有毒ガスなどによる急性中毒を含みます。

（ただし、細菌性食中毒・ウィルス性食中毒は除きます。）

## 保険金が支払われない場合

- ①契約者、被保険者、保険金受取人の故意による傷害
- ②被保険者の自殺、犯罪、闘争（けんか）による傷害
- ③被保険者が法令で定める運転資格を持たないで、または酒に酔った状態で起こした事故による傷害
- ④むち打ち症または腰痛などで医学的他覚所見のない物
- ⑤地震、津波等これらによる傷害
- ⑥被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失

保険金が支払われる場合(参考)	保険金が支払われない場合(参考)
①スキー場で転倒し、足を骨折した。 ②料理中にヤケドをした。 ③海水浴中に高波にのまれ、溺死した。 ④通勤途中で自動車にはねられた。 ⑤自宅の屋根の修理中に転落し、打撲傷負った。 ⑥火災の煙にまかれて窒息死した。 ⑦自転車で転倒したときのキズが原因で破傷風にかかった。	①旅行先で食べた料理が原因で細菌性食中毒を起こした ②泥酔状態で車を運転、事故を起こし負傷した。 ③旅行先で盲腸にかかり入院した。 ④新しい靴でハイキングに行ったためひどい靴ずれを起こした。 ⑤マラソン中に心臓発作を起こし、入院した。 ⑥炎天下でテニスをしていたため、日射病にかかり入院した。 ⑦自殺をはかり、命はとりとめたが、重傷を負った。

## 支払保険金

- |        |         |                     |
|--------|---------|---------------------|
| ①死亡保険金 | 保険金額の全額 |                     |
| ②入院保険金 | 入院保険金日額 | × 入院日数 (180日限度)     |
| ③手術保険金 | 入院保険金日額 | × 10~40倍 (手術の種類による) |
| ④通院保険金 | 通院保険金日額 | × 通院日額 (90日限度)      |

※詳しくは、当事務所担当者にお問い合わせ下さい。

今回のテーマ

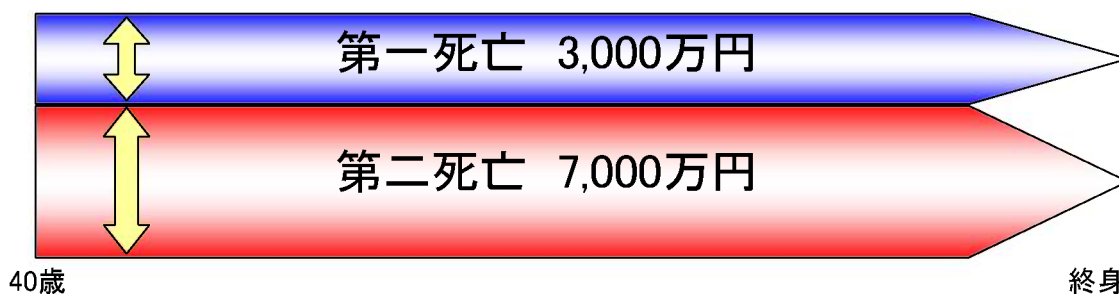
連生終身保険



相続対策で保険に加入するには、終身保険が一般的ですが、終身保険にも色々な種類があります。また、相続対策では配偶者の税額控除がある一次相続よりもその後の二次相続の対策をしっかりと行うことが重要です。

今回は相続対策の中でも二次相続対策に有効な保険として「連生終身保険」を紹介します。

連生終身保険



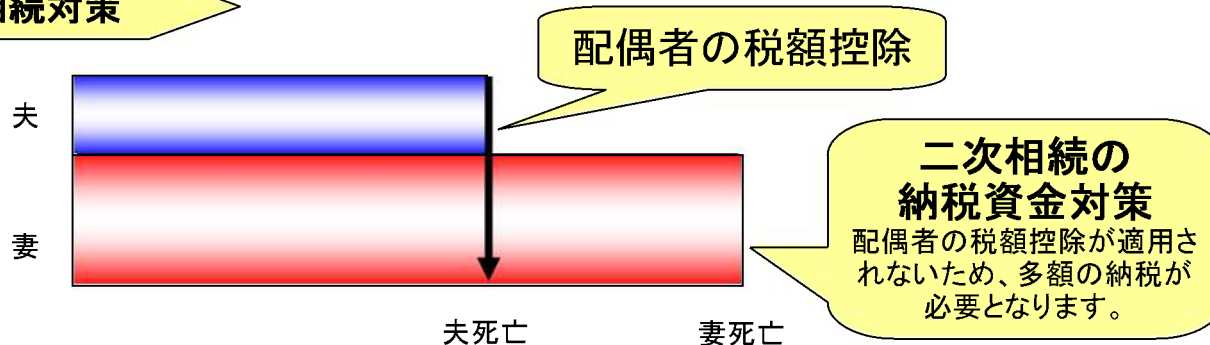
40歳 男性(夫)	保険期間: 終身	年払保険料: 2,095,000円(90歳まで)
40歳 女性(妻)	保険金額: 10,000万円(第一死亡時: 30%、第二死亡時: 70%)	

※保険料は一例です。詳細はご確認ください。

メリット

1. どちらかが先に死亡された場合、保険金額の30%が支払われます。
2. どちらかが死亡されても、もう一人の終身保障が続く上に、保険料の払込みは免除されます。
3. 二次相続対策に適したプランです。

二次相続対策



今回は、前回の低解約返戻金型終身保険に続き、終身保険の「連生終身保険」を紹介致しました。この保険は以前から一部の生命保険会社で販売されておりますが、ご存知でない方も多いと思います。1つの保険で2名(夫婦等)の保障を合理的に準備することができ、二次相続対策として非常に有効な保険です。相続対策を検討されている方は、ぜひこの「連生終身保険」も対策の1つとして検討されることをお勧めします。

具体的なお相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

担当: 西丸 保幸

## 平成22年4月から 国民年金保険料が月額15,100円に

国民年金保険料は、平成17年度以降、毎年280円/月ずつ上昇し、平成29年度には16,900円で固定されることになっていきます。この額については物価指数等が勘案されることになっており、平成22年度の国民年金保険料は月額15,100円になることが決定しています。また前納する場合の額も決定され、以下のように発表されました。

### ●1年間の保険料を前納する場合

前納額	177,980円
割引額	3,220円
口座振替時保険料額	177,400円
口座振替時割引額	3,800円

### ●6ヶ月間の保険料を前納する場合

前納額	89,860円
割引額	740円
口座振替時保険料額	89,570円
口座振替時割引額	1,030円

このほか、クレジットカードでの納付も可能となっています。なお、クレジットカードでの納付の場合は、口座振替による割引はうけられないことになっています。

詳しいことは、当事務所担当  
職員までお問い合わせ下さい。





# 一倉定の経営心得シリーズ

その八

企業の定義づけは、  
その会社の事業を変えてしまう。

事業というものは、それぞれ何らかのお客様サービスを行っている。そのサービスの本質を明確に表現したのが「事業の定義」である。

定義づけのメリットは、まず、サービスの質が向上することであり、第二には幅が広く、深みが増すことである。

この定義でわが社の事業をチェックしてみると、それは定義の意味するところの、ほんの一部であることに直ちに気づく。：

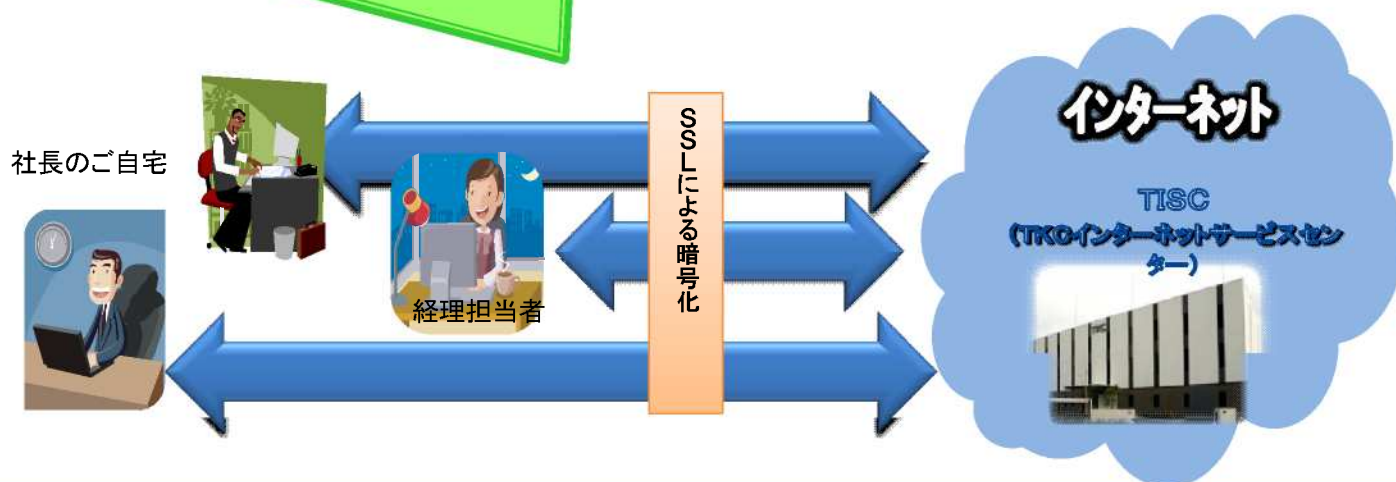
手当たり次第にいろいろなを手掛けていた事業が、明確なビジョンを持ち、洋々たる可能性を持ったスケールの大きな総合企業に変貌してしまう可能性がでてくるのだ。：

経営計画書は社長はじめ全社員を変えてしまうが、企業の定義づけは、その会社の事業を変えてしまう。

# FX2最新情報

FX2が6月に大幅にレベルアップ(ドットネット版)いたします!

「戦略財務情報システム(FX2)」は、インターネット技術を利用した新たなサービスの提供を予定しています。そのレベルアップ内容をご紹介します。



## 1・TISC(TKC)にて最新データのバックアップを実施!(6月~)

FX2起動時に前日処理分までのデータを、初期設定を行うことにより、自動でTKCへバックアップできるようになります。これによりMO装置やフラッシュメモリー等の記録媒体の紛失・盗難、ハードディスクの破損、天災等によるデータが消失するリスクへの万全な備えを提供します。(※)

## 2・「社長メニュー(ASP版)」で自社業績管理を強力支援!(6月~)

インターネットに接続できる環境があれば、アップロードされた最新業績データを「いつでも」「どこでも」確認することができるようになります。(※当初は『社長専用ボタン』のうちFX2関連メニューのみの起動となります)(※)

## 3・「プログラム・ダウンロードサービス」機能を搭載!(FX2:6月~)

監査担当者がCD-ROMで更新を行わなくても、インターネット経由で最新のプログラムをダウンロードし更新することが可能です。

※ データセキュリティ確保のためWindows7、WindowsVistaのOSのみ対応となります。データ通信の安全性が確保できないため、Windows XPではご利用いただけません。インターネットで暗号化せずにデータを送受信することは、第三者にデータを閲覧される可能性があり非常に危険です。暗号化して送受信するため、VISTA以降のOSに限定しています。

FX2. Net版では新機能も搭載される予定です。詳細は来月以降にご案内させていただきます。

# これからの研修

原点の会                      三条商工会議所                      5月11日（火）      9:00 ～ 11:30

ツキと運を身につける成功法・パート3セミナー

講師：西田文郎氏      加茂市産業センター                      7月10日（土）      9:00 ～ 12:00



## あ と が き

ゴールデンウィークも過ぎ、そろそろ気温も夏らしくなってきましたね。今年は4月なのに雪が降る位寒かったり、5月なのに30度まで気温が上昇したりと寒暖の差が激しい年なのかなあと感じています。

私はこのゴールデンウィークに、ある有名歌手のコンサートに行ってきました。元々音楽を聴いたり歌ったりするのが好きなので時々足を運んだりしていましたが、やはり機械から聞こえてくる音ではなく、実際に目の前で歌っている姿を見たり聴いたりすると、なんだか元気がでてきますね。歌手を中心に会場が一体化になり、周りの方とも自然に連帯感が生まれ、本当に楽しいひと時を過ごすことができました。音楽とは人が作り、人が奏で、そして人に与える力があるいう、人なしでは創り上げることのできない素晴らしいものだと思います。私も気分が落ち込んだりした時などは音楽を聴き、励まされたり元気をもらったりと日々の生活の中で私にはなくてはならない存在です。

歌手の方が「感動することは何よりの勉強！！」と、まさに音楽を通し感動した気持ちを忘れず、私も誰かに感動を届けられるように日々過ごしたいと思います。

内 山 綾 香

# ◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

## 5月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					



## 6月



日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

### チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp